

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

現行の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）では、法第 71 条第 5 号の 5 において、自動車及び原動機付自転車の運転中の携帯電話使用等を禁止しており、自転車の運転中は除かれていることから、同条第 6 号の規定に基づき、千葉県道路交通法施行細則（昭和 35 年千葉県公安委員会規則第 12 号。以下「施行細則」という。）第 9 条第 12 号で、「自転車を運転するときは、携帯電話用装置等を手で保持して通話若しくは操作をし、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。」と規定し、自転車運転中の携帯電話使用等を禁止している。

一方で、自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故件数は増加傾向にあること、また、自転車運転中の携帯電話使用等を禁止する上で地域の特性を考慮すべき理由がなくなっていること等から、自転車運転中の携帯電話使用等についても、自動車や原動機付自転車と同様に、法で禁止されることとなった。

これにより、法と施行細則の双方に自転車運転中の携帯電話使用等の禁止規定が存在することとなるため、施行細則を改正し同規定を削除する必要性が生じたもの。

2 改正の内容

自転車運転中の携帯電話使用等を禁止している施行細則第 9 条第 12 号の規定を削除する。

3 施行日

令和 6 年 11 月 1 日（法の改正と同日）